被災者のための主な相談窓口案内（ガイドブック）

〔平成 23 年度福島県版〕

東日本大震災の被災者の皆様へ

被災者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

総務省福島行政評価事務所は、「行政相談専用フリーダイヤル」を開設し、被災者の方々からいろいろな問合せや相談などを受け付けていますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

住　所：福島市霞町１－４６　福島合同庁舎３階
電　話：**０１２０－８１５６８１（行政相談専用フリーダイヤル）**
※　平日８時３０分～１７時１５分
０５７０－０９０１１０（**常設の行政相談専用電話**）
※　平日の夜間及び土日・祝日は、常設の行政相談専用電話の留守番電話でお受けします（通話料がかかります）。
ＦＡＸ：０２４－５３４－１１０２（通話料がかかります。）
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ：https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html

また、国、福島県、市町村などでは、被災者の方々のための各種支援制度を設けております。

このガイドブックは 、被災された皆様が少しでも早く元どおりの生活を送ることができることを願い、主な各種支援制度、相談窓口などについて、各行政機関等の情報を基に取りまとめたものです。皆様の生活の安定・再建のための一助としていただければ幸いです。

なお、各種支援制度等は、様々な要件が設けられている場合や、時間の経過とともに受付を終了している場合、また、新たな支援策が設けられている場合がありますので、随時、各担当窓口にお尋ねください。

総務省　福島行政評価事務所

総合窓口編

【国の相談窓口】

◆被害にあわれた方々からの各種相談をお受けするための相談窓口を設置しております。詳しくは、次のところにお問い合わせください。（★印は休日窓口）

▽健康・くらしに関する相談

震災による不安・悩み相談	０１２０－１１１－９１６（日本臨床心理士会）
いのちの電話	０２４－５３６－４３４３（日本いのちの電話連盟）
被災者向け公営住宅等情報センター	０１２０－２９７－７２２（国土交通省）

▽原子力発電所等に関する相談

原発周辺住民の健康に関する相談	０１２０－７５５－１９９（文部科学省）
原子力災害全般に関する相談	03−3501−1505、5890（経済産業省）

▽金融・融資・保険等に関する相談	０２２－７２１－７０７８（東北財務局）
▽融資に関する相談	０１２０－１５４－５０５（日本政策金融公庫）
	０１２０－２２０－３５３（〃）小規模企業向け★
	０１２０－３２７－７９０（〃）中小企業向け★
	０１２０－９２６－４７８（〃）農林漁業・食品産業向け★
	０３－３２４４－１１５０（日本政策投資銀行）
	０１２０－５４２－７１１（商工組合中央金庫）★

▽農林水産業に関する相談

総合窓口	03-6744-2141、2144、2145、2339（農林水産省）
水産関係	０３－６７４４－０５０７（　〃　）
農作物関係	03−3502−5959、3591−4958（　〃　）
畜産関係	03−3501−1083、3502−5979（　〃　）
農地農業用施設災害復旧事業関係	03−3502−6361、3502−6430（　〃　）
林業関係	03−3502−7968、6744−1777（　〃　）
金融関係	03−3501−3726、6744−2169（　〃　）

【福島県の相談窓口】

◆福島県では、被害にあわれた方々からの各種相談をお受けするための相談窓口を設置しております。詳しくは、次のところにお問い合わせください。

災害対策本部	024−521−2101
行方不明者相談窓口	0120−510−186

	090－8424－4207、4208
医療機関に関する相談	024－521－7221（県庁西庁舎７階）
疾病に関する相談	024－521－7881（　　〃　　）
医薬品に関する相談	024－521－7232（　　〃　　）
障がい福祉に関する相談	024－521－7170（　　〃　　）
高齢福祉施設に関する相談	024－521－7164（　　〃　　）
介護保険に関する相談	024－521－7745（　　〃　　）
国民健康保険に関する相談	024－521－7203（　　〃　　）
教育に関する相談	024-523-1710、1720（福島市立福島第一小学校）
金融に関する相談	024－525－4019（コラッセふくしま2階）
労働に関する相談	024－525－2510（　　〃　　）
県税に関する相談	024－521－7728（県庁西庁舎３階）
消費に関する相談	024－521－0999（自治会館１階）
環境に関する相談	024－521－7669（　　〃　　）
農林水産業に関する相談	024－521－7319（県庁西庁舎５階）
土木施設に関する相談	024－521－7869（県庁本庁舎１階）
放射線に関する相談	024－521－8127
避難所入所者情報センター	024－521－5543、5544
仮設住宅に関する相談	024－521－7698，7867
ボランティアセンター	024－522－6540

【各市町村の相談窓口】

◆各市町村では、福祉、農林水産業、商工業のほか、住宅や教育に関することなど、被災者の生活に関する総合相談窓口を開設しています。詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

※役場が移転している町村の連絡先は以下のとおり（４月１日現在）

広野町	０２４７－７２－６２４６（小野町町民体育館）
楢葉町	0242－56－2155、2156（会津美里町本郷庁舎）
富岡町	024-946-3376、8813、8815（ビッグパレットふくしま）
川内村	024－946－8828、3375、3378（　　〃　　）
大熊町	0247－82－0039、6124（田村市総合体育館）
双葉町	０４８０－７３－６８８０（埼玉県加須市 旧騎西高）
浪江町	0243－46－4731～4735（二本松市役所東和支所）
	0243－46－4736～4739（　　〃　　）
葛尾村	0242－83－2651、2653（会津坂下町川西公民館）

【その他の相談窓口】

◆法テラス、商工会議所等の相談窓口も以下のとおり設けられていますので、お問い合わせください。

法テラスフリーダイアル　0120－366－556（法律相談）

福島商工会議所災害特別相談室　024－536－3900

生　活　編

【り災証明書の発行】

◆「り災証明書」は、家屋や設備、機器などが地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。

◆同証明書を発行してもらうためには、市町村に申請して「被害状況調査」を受ける必要があります。詳しくは、各市町村担当窓口にお問い合わせください。

【災害援護資金の貸付】

◆災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、原則 10 万円以内の無利子の資金貸付けを福島県社会福祉協議会が行います。詳しくは県社会福祉協議会生活福祉担当（TEL：024-523-1250）もしくは、福島県社会福祉課（TEL：024-521-7322）にお問い合わせください。

◆災害により事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、「震災対策特別資金」が創設されました。詳しくは、県商工労働部金融課（TEL：024-525-4019）にお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学金の貸与】

◆災害救助法が適用された市町村の世帯の学生に対する緊急採用奨学金の貸与申請を受け付けています。

◆災害により奨学金の返還が困難な場合には、返還期限の猶予制度が利用できます。

◆詳しくは、貸与申請については在学している学校に、返還期限の猶予については独立行政法人日本学生支援機構（TEL：0570-03-7240（ナビダイヤル）、03-6743-6100）にお問い合わせください。

【医療機関への被保険者証の提示】

◆被災により健康保険や国民健康保険などの被保険者証等を紛失等して医療機

関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

◆詳しくは、健康保険については次のところにお問い合わせください。

全国健康保険協会福島支部（TEL：024-523-3917）
東北福島年金事務所（TEL：024-535-0141）
郡 山 年 金 事 務 所（TEL：024-932-3434）
白 河 年 金 事 務 所（TEL：0248-27-4161）
会津若松年金事務所（TEL：0242-27-5321）
相 馬 年 金 事 務 所（TEL：0244-36-5172）
平 年 金 事 務 所（TEL：0246-23-5611）

また、国民健康保険については福島県国民健康保険課（TEL：024-521-7203）又は市町村の窓口にお問い合わせください。

【健康保険料、厚生年金保険料の納付期限の猶予】

◆被災した事業所等が政府管掌健康保険、厚生年金保険の保険料を納付期限まで納付できない場合は、申請により保険料納付を猶予することができます。

◆詳しくは、全国健康保険協会福島支部（TEL：024-523-3917）又は、東北福島年金事務所（TEL：024-535-0141）等の最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

【国民年金保険料の免除】

◆国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

◆詳しくは、東北福島年金事務所（TEL：024-535-0141）等の最寄りの年金事務所又は市町村の窓口にお問い合わせください。

【国税の特例措置】

◆国税の特例措置として「申告・納税等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税の減免」、「源泉徴収の徴収猶予」などの制度があります。

◆地震などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法に定める雑損控除の方法」又は「災害減免法に定める税金の軽減免除による方法」のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部の軽減（所得税の減免）が図られます。

◆詳しくは、次のところにお問い合わせください。

福 島 税 務 署（TEL：024-534-3121）
二 本 松 税 務 署（TEL：0243-22-1192）

郡 山 税 務 署（TEL：024-932-2041）
須賀川税務署（TEL：0248-75-2194）
白 河 税 務 署（TEL：0248-22-7111）
会津若松税務署（TEL：0242-27-4311）
喜多方税務署（TEL：0241-24-5050）
田 島 税 務 署（TEL：0241-62-1230）
相 馬 税 務 署（TEL：0244-36-3111）
いわき税務署（TEL：0246-23-2141）

【県税の特例措置】

◆県税（個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税）の特例措置として、「減免」、「納税の猶予」、「申告等の期限延長」が受けられます。
◆詳しくは、次のところにお問い合わせください。
福 島 県 税 務 課（TEL：024-521-7728、7729）
県北地方振興局（県税部）（TEL：024-521-7632）
県中地方振興局（県税部）（TEL：024-935-1235）
県南地方振興局（県税部）（TEL：0248-23-1512）
会津地方振興局（県税部）（TEL：0242-29-5235）
南会津地方振興局（県税部）（TEL：0241-62-5212）
相双地方振興局（県税部）（TEL：0244-26-1123）
いわき地方振興局（県税部）（TEL：0246-24-6024）

【市町村税の特例措置】

◆市町村税（個人住民税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、国民健康保険税）の特例措置として、「減免」、「納税の猶予」、「申告等の期限延長」が受けられます。
◆詳しくは、被災前の住所地の市町村にお問い合わせください。

【公共料金の特例措置】

（電気料金）
◆災害救助法が適用された市町村において、被害を受けた利用者から申出があった場合には、電気料金の支払期限の延伸、不使用月の電気料金の免除等を実施しています。詳しくは、東北電力コールセンター（TEL：0120-175-466）までお問い合わせください。
（電話料金）
◆被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等

によって電話を利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。詳しくは、ＮＴＴ東日本料金お問い合わせ受付センター（TEL：0120-032277）までお問い合わせください。

【年金手帳などを紛失した場合】

（年金手帳）

◆年金手帳を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、東北福島年金事務所（TEL：024-535-0141）等の最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

（健康保険証）

◆健康保険証を紛失した場合は、再発行できます。詳しくは、全国健康保険協会福島支部（TEL：024-523-3917）又は、東北福島社会保険事務所（TEL：024-535-0141）等の最寄りの事務所にお問い合わせください。

（自動車運転免許証）

◆自動車運転免許証を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各警察署にお問い合わせください。

（建物の権利証）

◆自宅の権利証を紛失した場合は再発行はできませんが、本人確認を行うことにより登記を行うことができます。詳しくは、福島地方法務局（TEL：024-534-1111）等の最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。

【被害にあったマイカーの諸手続き】

◆車検証の再発行など被害にあったマイカーの諸手続きに関する相談を受付けています。

◆詳しくは、東北運輸局福島運輸支局（TEL：050-5540-2015）及びいわき自動車検査登録事務所（TEL：050-5540-2016）にお問い合わせください。

【労働・雇用に関する各種相談】

◆特別労働相談窓口を設置し、労働者、事業主等からの震災に関連した賃金、解雇、安全衛生、労災保険、雇用保険、職業紹介等の相談を受付けています。

◆詳しくは、福島労働局被災者ホットライン（TEL：0120-536-088）にお問い合わせください。

【災害ごみの処分等】

◆市町村では、震災が発生した場合、がれき、家電製品、その他のごみを無料で受け入れることがあります。詳しくは各市町村担当課にお問い合わせください。

◆また、市町村では、震災で発生した大量のごみの排出が必要な場合には、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を交付することがあります。詳しくは、各市町村担当課にお問い合わせください。